



# 令和5年度 保育所入所案内



- ☆受付期間 令和5年1月5日（木）～ 令和5年1月13日（金） \*土・日・祝祭日を除く
- ☆受付時間：午前9時～午後5時
- ☆受付場所：与那国町役場 長寿福祉課 ☎0980-87-3575

**※受付期間を過ぎると令和5年4月3日入所の対象となりません。**

（※5月以降に入所している児童が退所するなどして保育所の定員に空きが出るのを待つ状態となります※）

## 祖納保育所・久部良保育所への入所

児童の保護者が仕事や疾病、病人の看護などの理由により、家庭で児童を保育することができない場合に、保護者に代わって保育を行うための児童福祉施設です。したがって、どのご家庭の児童も無条件に入所できるものではなく、ご家族で保育にあたられる方がいる場合や、「集団生活になれさせるため」「幼稚園の入園準備のため」などの理由では入所できません。

## 保育所へ入所できる基準

与那国町に住所がある、0歳（9ヶ月以上）から幼稚園入園前の児童で、保護者が次のいずれかの理由に該当しているとともに、同居の親族等（祖父母やその他の方）も日中保育をすることができない場合に限られます。同居の祖父母などにより保育可能な場合や、保育できない程度が著しく低いと認められる就労内容の場合等は入所の基準に該当しません。

(1)	家庭外労働	家庭の外で労働することを常態としていること。
(2)	家庭内労働	家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするを常態としていること。
(3)	親のいない家庭	死亡、行方不明、拘禁等の理由により親がいない場合。
(4)	病人の介護	病人や、心身に障がい有する同居の親族を常に介護していること。
(5)	母親の出産	産前3箇月・産後3箇月
(6)	病気・障がい	長期にわたる病気やけが、又は、心身に障がいがあること。
(7)	家屋の災害	火災、風水害や、地震などの復旧の間、児童の保育ができない場合。
(8)	その他	①求職のため昼間外出することを常態としていること。
		②就学・技術修得のため昼間に学校や職業訓練校等に通い、児童の保育にあたれない場合（習い事、塾、自動車教習所等は除く）
		③虐待やDVの恐れがあること。

\*入所基準として(1)・(2)とも、最低1日6時間以上、週5日以上就労していることが必要です。

## 《注意事項》

- ① 入所基準に該当していても、保育所の定員等の関係により入所できない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
- ② 障がいのある児童や、発達・発育に遅れが感じられる児童の申込みを希望する保護者の方は、申込みの際に窓口でご相談下さい。
- ③ 申込後に世帯状況・勤務状況（勤務先が決定した場合・時間や日数等）の変更がありましたら、**令和5年3月31日(金)**までに勤務証明書を提出して下さい。この期間に提出したものは、入所選考・審査に反映できるものとします。それ以降に提出したものは選考・審査に反映されませんので、十分ご注意下さい。
- ④ 求職中を理由とした入所の場合、保育の実施期間は**1ヶ月以内**です。継続して入所を必要とする際は、勤務証明書等の書類が必要となり、「保育に欠ける状態（就職等）」が確認された場合のみ継続となります。



## 保育の必要性の認定について

令和5年より、保育所等を利用する場合は、市町村が保育の必要性の状況に応じ、次の1・2・3号のいずれかに「認定」し、保護者の皆様に「支給認定証」を交付することになります。

なお、保育の必要性の認定は「支給認定申請書」を提出いただくことで行いますが、1号・2号認定は原則就学前の期間、3号認定は満3歳までが認定期間となります。保育の必要性の状況に変更が生じた場合は、改めて申請いただき、新たに支給認定を決定することが必要です。

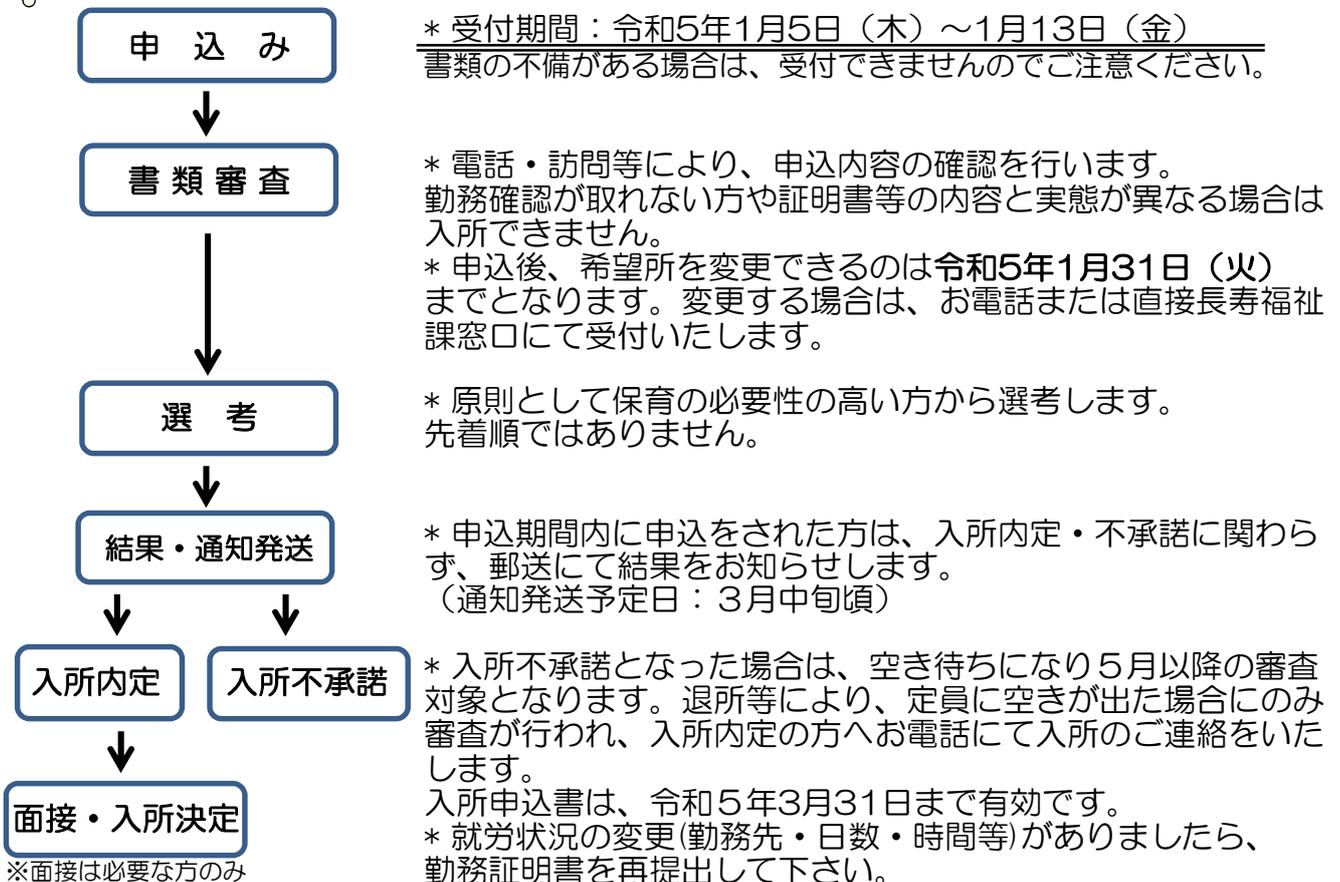


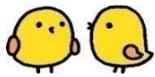
### ★保育の必要性の認定区分

認定区分	利用できる施設
<b>1号認定</b> 満4歳以上で、教育を希望される場合。 2号認定子ども以外のも	幼稚園
<b>2号認定</b> 満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合。	保育所
<b>3号認定</b> 満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合。	保育所

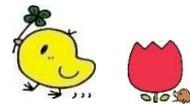


## 申込から入所までの流れ





## 与那国町保育所一覧表



保育所名	定員	所在地	電話	入所年齢
祖納保育所	46	与那国1107	87-2024	9ヶ月～3歳児
久部良保育所	25	与那国4022-218	87-2664	1歳6ヶ月～3歳児
合計	71			

\*祖納保育所は、9ヶ月になった翌月からの受け入れとなります。

\*久部良保育所は、1歳6ヶ月になった翌月からの受け入れとなります。

### 入所申込と認定申請に必要な書類

**(1)～(6)の該当する書類はすべて提出して下さい。不備の場合は受付できません。**

【(5) 保育料の算定に必要な書類については各提出期限までにお持ちください。】

- (1) 保育所入所申込書（申込児童1人につき1枚）
- (2) 住民票謄本
- (3) 健康診断書（初めての申込のみ）
- (4) 保護者（父・母）の就労状況等の証明書  
（兄弟姉妹で申込む場合は、コピーでも可）



保護者・世帯員の状況	証明書類	備考
勤務または採用予定の方	勤務証明書	与那国町指定様式
自営業の方	自営業証明書  ※①株式・有限・合資などの法人組織の方、②雇用主が親・兄弟以外の方は「勤務証明書」になります。	与那国町指定様式 <b>※ご自身で指定の様式に記入後、住まいの民生委員から記名・印鑑の証明を頂いて下さい。民生委員の証明がない場合は受付できません。</b>
内職の方	内職証明書	与那国町指定様式
出産予定日前3ヶ月の方 （令和5年4月1日を基準として）	母子手帳の写し	出産予定日がわかるページ
保護者自身が病気の場合	診断書 （保護者・同居者用）	与那国町指定様式 （窓口にてお問い合わせ下さい。）
家族の看護・介護をしている場合（同居の方のもの）	①診断書 （看護・介護証明書用）	与那国町指定様式 （窓口にてお問い合わせ下さい。）
	②介護保険被保険者証の写し	介護認定を受けている方のみ
求職中の方	求職受付票（ハローワークカード）の写し	入所期間：最長1ヶ月間
特別な事情がある世帯	「申立書」及び証明ができる書類の写し	※（例）行方不明や拘禁等

#### 《注意》

入所後も、電話・訪問・書類提出等により保育に欠ける状態を継続的に確認しますので、ご協力をお願いします。

## (5) 保育料の算定に必要な書類



保育料は、児童と同一世帯で生計を共にしている保護者の市町村県民税（所得割額）の合算により与那国町の令和5年度階層別保育料に基づいて算定します。

決定					再決定						
↓					↓						
令和5年度 前期保育料					令和5年度 後期保育料						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度の市民税所得割額 令和3年1月～12月分の収入					令和5年度の市民税所得割額 (令和4年1月～12月分の収入)						

### 《注意》

※保育料の算定に必要な所得申請がない場合は、一番高い階層で保育料を仮決定します。

## (6) 該当する世帯は提出が必要な書類

①	生活保護世帯	「生活保護証明書」 (長寿福祉課で確認)
②	母子父子世帯	「児童扶養手当受給者証」または「母子・父子等医療費助成受給者証」の写し(長寿福祉課で交付) <b>※児童扶養手当を受給していない母子・父子世帯は戸籍謄本を提出して下さい。</b>
③	保護者や同居者が心身に障がいのある世帯	「障害者手帳」「療育手帳」「特別児童扶養手当証書」の写し ※これらのうち、どれかひとつ
④	保護者の一方が町外在住の方	町外在住の方の住民票謄本・令和4年度分課税証明書



## 申込後、変更があった場合の届出について

届出が必要な内容	提出する書類等
① 採用になった場合・採用予定が変更になった場合 ② 勤務先・勤務時間・日数等が変更になった場合	勤務証明書
保護者の婚姻・事実婚 (※①②どちらも提出)	①戸籍謄本 ②婚姻・事実婚相手の勤務証明書と課税状況の証明書
保護者の離婚 (※①～③のうちどれか1つ)	①「児童扶養手当受給者証」の写し ②「母子・父子等医療費助成受給者証」の写し ③保護者の戸籍抄本
生活保護の認定があったとき	生活保護証明書(※長寿福祉課にて交付)
障がいの認定があったとき (※①～③のうちどれか1つ)	①「障害手帳」の写し ②「療育手帳」の写し ③「特別児童扶養手当受給者証」の写し
他市町村へ転出するとき	退所届 ※転出予定日からは、保育所には登園できません。
修正申告をしたとき	申告書の写し

※退所届は長寿福祉課窓口でのみお渡ししております。保育所を退所する場合、退所予定日の2週間前までに長寿福祉課へ提出して下さい。

## 保育料について

### ■祖納保育所

- ◎ 保育料は、児童と同一世帯で生計を共にしている保護者の所得税額の合算により、保育料利用者負担額表に基づいて算定します。
- ・ 所得税額は事業主が発行する源泉徴収票、又は確定申告書で確認します。
  - ・ 所得税が発生していない世帯は、町民税の課税状況により算定します。
  - ・ 3歳児以上については主食費として毎月500円が保育料に加算されます。

#### 《注意》

4月からの保育料は、保護者から提出して頂いた課税資料に基づいて仮賦課(仮算定)し決定しています。6月以降の市町村民税確定後に確認し、変更があった方のみ通知致します。変更された保育料は4月にさかのぼって適用されますので、納付済みの保育料との差額分は納付書で納めて頂くこととなります。保育料に還付が発生した場合、その差額分は原則として翌月以降の保育料に充当させていただきます。

### ■久部良保育所

- ◎ 久部良保育所はへき地保育所となるため、月額8,000円と定められています。

※保育料の算定に必要な書類(確定申告)の申請がない場合は一番高い階層で保育料を仮決定します。

※寡婦(夫)控除のみなし適用については、長寿福祉課までお問い合わせください。

《参考》令和5年度 与那国町保育料



階層	階層区分	3号認定 (満3歳未満)	2号認定 (満3歳以上)
第一階層	生活保護法による被保護世帯	0 円	0 円
第2階層	母子・父子世帯（注1）	0 円	0 円
	市町村民税非課税世帯	9,000 円	0 円
第3階層	市町村民税課税世帯※計算によりマイナスの場合	19,500 円	0 円
	所得割課税額 48,600円未満	19,500 円	0 円
第4階層	所得割課税額 97,000円未満	30,000 円	0 円
第5階層	所得割課税額 169,000円未満	41,000 円	0 円
第6階層	所得割課税額 301,000円未満	41,000 円	0 円
第7階層	所得割課税額 397,000円未満	41,000 円	0 円
第8階層	所得割課税額 397,000円以上	50,000 円	0 円

※この表は、2号・3号認定された児童に適用されます。

注1：母子父子等の世帯は第2階層はゼロ円だが、第3階層以降は基準額より1,000円減とする。

注2：同一世帯から就学前児童が特定教育・保育施設等に同時に2人以上入所している場合、届出により保育料の多子軽減を受けることができ、2人目の児童は基本の半額、3人目以降の児童は無料となります。

注3：算定の基準は、児童の4月3日時点の年齢になります。年度途中で誕生日を迎えても、その年度が終了するまでは、保育料算定の基準となる年齢区分は変わりません。



## 保育料の納付について



- ◎ 保育料の納付方法は、窓口払いまたは口座振替となります。  
振替は、毎月10日（但し、10日が金融機関休業日の場合は翌営業日）です。  
引き落としは当月分の保育料のみとなりますので、残高不足にならないようご注意ください。
- ※ 納付書は、令和5年3月下旬に各保護者あてに入所決定通知と一緒に送付します。
- ◎ 口座振替依頼書は、振替希望の金融機関窓口にて必要事項をご記入の上お申込み下さい。

### 《金融機関》

ゆうちょ銀行、沖縄県農業協同組合、沖縄県漁業協同組合

## 保育時間について

- ◎ 平日 午前8時 ～ 午後5時30分  
◎ 土曜日 午前8時 ～ 正午  
\*日曜日、祝祭日は休園です。  
\*年末年始は、12/29～1/3まで休園です。

## 給食について

### ■祖納保育所

3歳児以上は、給食費（主食費）1ヶ月500円を徴収します。

### ■久部良保育所

各自お弁当(デザート)持参です。





## 《 注 意 事 項 》

\*必ずお読みください\*



### 【保育所申込みに際して】

- ★ 必要書類はすべてそろえてから提出して下さい。**不備の場合は受付できません。**
- ★ 申込内容や必要書類等に虚偽がある場合は入所を取り消すことがあります。
- ★ 『保育に欠ける』状況で無くなった場合は入所の対象となりません。
- ★ 申込後、保育所入所の必要がなくなった場合は、速やかに申込みの取り下げを申し出て下さい。
- ★ 申込書類提出後、希望保育所を変更できるのは**令和5年1月31日(火)**までとなります。
- ★ 障がい児保育を希望する場合は、児童の状況がわかる医師の診断書を添えて申込時に申し出て下さい。

### 【兄弟同時に申込みをする方について】

- ★ 申込書は、申込児童1人につき1枚ずつ必要になります。  
勤務証明書等についてはコピー可能です。ただし、どちらか一方に必ず原本を添付して下さい。

### 【自営業証明書を提出する方について】

- ★ 自営業証明書の方は、ご自身で指定の様式に記入していただいた後、住まいの民生委員から記名・印鑑の証明をいただいで下さい。**民生委員の証明がない場合は受付できません。**

### 【求職中での申込をする方について】

- ★ 期間内申込者で、勤務先が決定（または採用予定令和5年4月3日以降）の方は、**令和5年2月28日（火）**までに勤務証明書を提出して下さい。  
この期間内に提出したものは、入所選考・審査に反映できるものとします。  
**それ以降に提出したものは選考・審査に反映されませんので、十分ご注意下さい。**

### 【保育所入所後について】

- ★ 保育所入所後にも電話・訪問などによる勤務状況調査がありますので、ご了承下さい。
- ★ 保護者が勤務先の変更・退職や出産・育児休業など入所時と家庭の状況が変わった場合は、長寿福祉課まで必ずご連絡下さい。  
もし連絡無く、退職されたことが判明した場合は途中退所となりますのでご注意下さい。
- ★ 保育所入所承諾期間は、保護者の状況等によって異なります。雇用期限がある場合・求職中・出産等での入所は、保育期間が年度途中までとなります。
- ★ 入所後、保育所を退所する場合は、退所予定日の2週間前までに「退所届」を長寿福祉課へ提出して下さい。  
(退所届は長寿福祉課窓口にてお渡し致します。)

